

## 第7章 島根原子力発電所周辺地域住民の 安全確保等に関する協定改訂交渉

試運転開始後において、振動計の故障や核燃料制御棒の欠陥などが相次ぎ起ったが、中国電力(株)からは何も県に連絡はされなかった。マスコミは、相次ぐ事故騒ぎで「安全協定効果なし」等と連日大きく報道されるので、担当者としては席にいつらく、既に営業運転をしている先進県である、福井県・茨城県に出向き担当課長と相談することにした。

その反応は、安全協定の改訂は、全国にも今まだかつて例がない、国と電力会社は結束が堅い、交渉相手の貴方が首になるか更迭されますよ、考えて行動しなさい。…との答えであった。

### 1. 中国電力に改訂申し入れ

昭和47年3月27日「島根原子力発電所周辺地域住民の安全確保等に関する協定」を締結し、昭和48年6月1日から試験運転に入った。しかし、振動計の故障や核燃料制御棒の欠陥などが相次ぎ起こり、原子炉を停止しても異常時における連絡がされなかった。中国電力本社と現場事務所の意思統一の不徹底などのため、原子力発電所問題では連日新聞紙上をにぎわすことが多く、マスコミ対応や県議会対応に追われ、さらに、科学技術庁や通産省との連絡調整等で、連日夜明けまで作業が続いた。

地元住民の不安を解消するためには、このままの状態ではどうにもならず、私(山本謙・以下同じ)は里田美雄副知事に随行し、二人で中国電力本社に申し入れを行う事になった。

昭和48年8月のことだった。掛合町恩谷から頓原町に抜ける都加賀峠の曲がりくねった、当時は砂利道であった国道54号線を公用車で

広島市での昼食を含め、5時間半の道のり、延々と原子力発電所にかかわる問題点や現在の懸案事項等について、その対応状況や今後の取り組み方について詳細に説明した。

里田副知事は、「君は相当に頭に来てるね、俺は、そういうことは言えないね」と言われたので、私は「それはどうしてですか?」と聞き返した。副知事は、「いや、実は俺の娘婿は、中電さんにお世話になっているんだ」と言われたので、私は、「副知事さん、ここまで来て公私混同してもらっては困ります」と言い返した。それ以後、広島市内に入ってから、二人は無言のまま前途を考えたら、出口のない暗闇の坑道に入る思いであった。

やがて、中国電力本社に到着し、社長応接室に案内された。応接室には、山根寛作取締役社長、中野重美取締役副社長、渡辺喜一郎取締役副社長の3氏が待ち受けておられた。

型どおりの挨拶を終えると、中国電力の山根社長が、「今日はどのようなことで、お越しになったのですか」と口を切られた。副知事が、「最近の新聞情報や島根県議会の視察等でもお分かりになりますように、島根原子力発電所問題では島根県は、今後中国電力さんとはお付き合いができません」と言われたのに対して山根社長は、「それはどのような事でしょうか詳しくお聞かせ下さい」と驚いた顔をされた。副知事はすぐさま「君から説明しなさい」と私に言われたが、副知事の随行者ですから、私から申し上げるわけにはまいりませんと断った。しかし、副知事は命令だから説明せよと促される。仕方なく私は、島根原子力発電所周辺地域住民の安全確保等に関する協定締結後から試運

転、事故時における連絡事項の不徹底、島根県議会厚生商工委員会の視察時における、現場事務所への対応状況、島根原子力発電所対策協議会の設置経過、2号炉問題の発覚、中国電力(株)の島根原子力発電所広報資料、等々を提示し長時間にわたり説明した。山根社長は、「ならば中国電力はどうしたらいいのでしょうか、山本さん」と聞かれたので、私は、現行の安全協定を改訂してもらうことだと答えた。これに対し社長は、「それは大変なことです、全国でも厳しい方の安全協定をさらに厳しくするのですか」と不満そうな顔をされた。

私は、「実行が伴わない安全協定では、地元住民を説得することはできません。協定が守られなかったから今日の様な混乱した状態になったのです。現状を修復するためには今の協定を破棄し、改めて協定書を締結してもらうしか方法がありません」と、かなりきつい調子で言ったことを最後に、島根県の中国電力に対する改訂申し入れ事項は終わったのである。

## 2. 島根県と中国電力との改訂交渉

こうして、改訂交渉を始めることになったが、これからがまた大変であった。中国電力側では、本社の原子力部長、現場事務所の所長ほか数名の幹部の方が更迭され、また科学技術庁、通商産業省からの抵抗や圧力、さらにマスコミ等からも知る権利、書く権利などを理由に再三にわたる吊し上げを食うことになった。それは秘密主義でなく、民主・自主・公開の三原則とするが、既得権を守ろうとする中国電力側との折衝が難航したためである。

改訂作業は、「第2条（環境放射能測定）、第3条（測定結果の公表）、第7条（異常時における連絡）、第8条（立入検査）、第11条（連絡の方法）」等を主体に行うこととした。

このことで、某新聞の県政記者から、近いう

ちに知事と県政記者との懇談会がある、君の問題を取上げて「首にしてやる」と言われた。話題にされたことは確かであるが、山本は、首だけは残っていた。改訂交渉等の途中経過は、誤解を招く恐れがあり公表できず、マスコミ対応には慎重に取扱ったが悩まされることが非常に多かった。

改訂協定書は次のとおりである。（改訂協議経過略）昭和48年10月26日の1年数ヶ月後に協定の改訂を行った。

## 島根原子力発電所周辺地域住民の安全確保等に関する協定書（案）

島根県（以下「甲」という。）、鹿島町（以下「乙」という。）および中国電力株式会社（以下「丙」という。）は、丙が鹿島町に設置する島根原子力発電所（以下「発電所」という。）の周辺地域住民の安全確保等について次のとおり協定を締結する。

島根原子力発電所周辺地域住民の安全確保等に関する協定（昭和47年3月27日締結）は廃止する。  
（関係法令の遵守等）

第1条 丙は、発電所の建設および保守運営に当たっては、発電所から放出される放射能物質による汚染の予防と安全確保および温排水・その他の排水（以下「温排水等」という。）に対する周辺環境の保護のため関係法令を遵守し、周辺地域住民に被害を及ぼさないよう万全の措置を講ずるものとする。

（環境放射能等の測定）

第2条 甲、乙および丙は、発電所周辺の環境放射能および温排水等に関する測定を行うものとし、この測定は、甲が定める計画に基づくものとする。

2、乙および丙は、前項による計画の策定または変更について意見を述べるができるものとする。

3、甲および乙は、必要と認めた場合は、丙が行う測定に立ち会うことができるものとする。

4、前項に基づく立会者は、第8条に定める者とする。

（測定結果の公表）

第3条 甲は、発電所周辺の環境放射能および温排水等に関する測定結果を公表するものとする。

（計画等に対する事前了解）

第4条 丙は、発電所の増設（既存の設備の出力増加を含む。）に伴う土地の利用計画、冷却水の取排水計画および建設計画について事前に甲および乙の了解を得るものとする。

（燃料等の輸送計画に対する事前連絡）

第5条 丙は、甲および乙に対し、新燃料、使用済燃料および放射性廃棄物の輸送計画ならびに安全対策について事前に連絡するものとする。

（平常時における連絡）

第6条 丙は、甲および乙に対し、次の各号に掲げる事項について連絡するものとする。

- (1) 発電所建設工事の進捗状況
- (2) 発電所の運転状況（試験運転を含む。）
- (3) 環境放射能の測定結果
- (4) 温排水等の調査結果

（異常時における連絡）

第7条 丙は、甲および乙に対し、次の各号に掲げる事項について発生時に連絡するものとする。

- (1) 原子炉施設（核原料物質、核燃料物質および原子炉の規制に関する法律施行例（昭和32年政令第324号）第10条に規定する原子炉施設をいう。）の故障があったとき。
- (2) 核燃料物質の盗取または所在不明が生じたとき。
- (3) 発電所敷地内において火災事故が発生したとき。
- (4) 従事者または非従事者の被爆が法令に定める許容被爆線量をこえたとき。
- (5) 前号に定める基準以下の被爆であっても被爆者に対して特別の措置を行なったとき。
- (6) 核燃料物質または核燃料物質によって汚染されたものが、管理区域外に漏洩し、一時的な管理区域の設定をしたとき。
- (7) 発電所敷地外において放射性物質の輸送中に事故が発生したとき（放射性汚染を伴わない単なる自動車事故等を含む。）
- (8) 緊急事態を発令したとき。
- (9) 前各号のほか、原子炉の構造上または管理上に欠陥を生じ、運転を一時中止しなければならないおそれがあるとき。

2、甲および乙は、丙に対し、前項各号に定める事態が発生し、特に必要と認めた場合は、放射能および温排水等の測定結果の提出を求めることができる。

(立入調査)

第8条 甲および乙は、発電所周辺の環境放射能および温排水等に関し異常が生じたとき、または前条第1項各号の事態が生じ特に必要と認めた場合は協議のうえ、次の各号に掲げる者でその指名するものを立入調査させることができるものとする。

(1) 地方公務員法(昭和25年法律第361号)第3条第2項に掲げる一般職の職員

(2) 地方公務員法第3条第3項第1号および第3号に掲げる特別職の職員

2、前項の立入調査を行なう場合は、甲は、丙に対して立入者の職、指名、立ち入りの日時および場所を通告するものとする。

(適切な措置の要求)

第9条 甲および乙は、立入調査の結果、周辺地域住民の安全確保のため特別な措置を講ずる必要があると認める場合は、丙に対して国を通じ、または直接、適切な措置を講ずることを求めるものとする。

(公衆への広報)

第10条 丙が発電所の異常な事態に関して公衆に特別の広報を行う場合は、甲および乙に対して事前に連絡するものとする。

(連絡の方法)

第11条 丙は、甲および乙に対して、次の各号に定めるところにより連絡するものとする。

(1) 第4条、第5条および第6条に掲げる事項については、文書をもって連絡するものとする。

(2) 第7条および前条に掲げる事項については、すみやかに電話で連絡したのち、文書をもって連絡するものとする。

(連絡責任者)

第12条 甲、乙および丙は、連絡を円滑に処理できるようあらかじめ連絡責任者を定めるものとする。

(損害の補償)

第13条 発電所の保守運営に起因して、周辺地域住民に損害を与えた場合は、丙は誠意をもって補償に当たるものとする。

(協定の改訂)

第14条 この協定に定める事項につき、改訂すべき事由が生じたときは、甲、乙および丙は、いずれからもその改訂を申しでることができる。この場合において甲、乙および丙は、誠意をもって協議するものとする。

(その他)

第15条 この協定に定めた事項について疑義を生じたとき、または定めのない事項については、甲、乙および丙が協議して定めるものとする。

この協定締結の証として、本書3通を作成し、甲、乙および丙において記名押印のうえそれぞれ1通を保有するものとする。

昭和48年10月26日

甲 島根県松江市殿町1番地  
島根県知事 伊達慎一郎  
乙 島根県八束郡鹿島町  
佐陀本郷701番地3  
鹿島町長 安達忠三郎  
丙 広島県広島市小町4番33号  
中国電力株式会社  
取締役社長 山根寛作

### 3. 平成18年の安全協定書

島根原子力発電所周辺地域住民の安全確保等に関する協定書は、平成17年の大合併により、鹿島町・島根町・美保関町・八雲村・玉湯町・宍道町・八束町が松江に合併したことが主な要因であるが、昭和48年の大改訂以来33年間も

経過しているため、その後の実情に合うようにした。

前段に「甲、乙及び丙は、周辺地域住民の安全確保がすべてに優先するものであることを確認し、この協定を誠実に履行するものとする。」を挿入したことが特徴となっている。

### 島根原子力発電所周辺地域住民の安全確保等に関する協定

島根県（以下「甲」という。）、松江市（以下「乙」という。）及び中国電力株式会社（以下「丙」という。）は、丙が松江市に設置する島根原子力発電所（以下「発電所」という。）の周辺地域住民の安全確保及び環境の保全を図ることを目的として次のとおり協定を締結する。

甲、乙及び丙は、周辺地域住民の安全確保がすべてに優先するものであることを確認し、この協定を誠実に履行するものとする。

島根原子力発電所周辺地域住民の安全確保等に関する協定（平成13年10月16日締結）は、廃止する。

（安全確保等の責務）

第1条 丙は、発電所から放出される放射性物質に対する周辺地域住民の安全確保及び温排水その他排水（以下「温排水等」という。）に対する周辺環境の保全を図るため、関係法令等の遵守はもとより、発電所の建設及び運転・保守（以下「運転等」という。）に万全の措置を講ずるものとする。

2 丙は、発電所の安全性及び信頼性のより一層の向上を図るため、請負企業等を含めた品質保証活動を積極的に行うとともに、原子炉施設の高経年化対策の充実を図るものとする。

3 丙は、放射線防護上の管理を徹底するとともに、施設の改善等を積極的に行い、放射線業務従事者の被ばく低減に努めるものとする。

（情報の公開）

第2条 甲、乙及び丙は、原子力の安全性に関する情報の公開に積極的に努めるものとする。

（放射性廃棄物の放出管理）

第3条 丙は、発電所から放出される気体状及び液体状の放射性廃棄物に起因する発電所周辺地域の住民の線量が原子力安全委員会の定める線量目標値を確実に下回るよう、放射性廃棄物の放出を管理するものとする。

（核燃料物質等の保管管理）

第4条 丙は、核燃料物質、放射性固体廃棄物等の放射性物質の保管及び管理に当たっては、関係法令等に定める必要な措置を講ずるほか、更に安全確保に努めるものとする。

2 丙は、放射性固体廃棄物の発生量の低減に努めるものとする。

（環境放射線等の測定）

第5条 甲、乙及び丙は、発電所周辺の環境放射線及び温排水等に関する測定を行うものとし、この測定は、甲が定める計画に基づくものとする。

2 乙及び丙は、前項による計画の策定又は変更について意見を述べるものとする。

3 甲及び乙は、必要と認めた場合は、丙が行う測定に立ち会うことができるものとする。

4 前項に基づく立会者は、第11条に定める者とする。

5 甲は、測定結果を公表するものとする。

(計画等に対する事前了解)

第6条 丙は、発電所の増設(既存の設備の出力増加を含む。)に伴う土地の利用計画、冷却水の取排水計画及び建設計画について事前に甲及び乙の了解を得るものとする。

2 丙は、原子炉施設(核燃原物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律(昭和32年法律第166号)に基づく実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則(昭和53年通商産業省令第77号)第3条第1項第2号に規定する施設をいう。)に重要な変更を行おうとするときは、事前に甲及び乙の了解を得るものとする。

3 丙は、原子炉を解体しようとするときは、事前に甲及び乙の了解を得るものとする。

(核燃料物質等の輸送計画に対する事前連絡)

第7条 丙は、甲及び乙に対し、新燃料、使用済燃料及び放射性廃棄物の輸送計画並びにその輸送に係る安全対策について、事前に連絡するものとする。

(平常時における連絡)

第8条 丙は、甲及び乙に対し、次の各号に掲げる事項について、定期的に又はその都度遅滞なく連絡するものとする。

- (1) 発電所建設工事(原子炉施設及びこれに関連する主要な施設を含む。)の計画及び進捗状況
- (2) 発電所の運転(試運転を含む。)計画及び運転状況
- (3) 放射性廃棄物の放出及び管理状況
- (4) 発電所の定期検査の実施計画及びその結果
- (5) 環境放射線の測定結果
- (6) 温排水等の調査結果
- (7) 品質保証活動の実施状況
- (8) 高経年化対策の計画及び実施状況
- (9) その他必要と認められる事項

2 丙は、発電出力などの発電所情報を甲が設置する環境放射線情報システムへ常時提供するものとする。

(保安規定における運転上の制限を満足しない場合の連絡)

第9条 丙は、島根原子力発電所原子炉施設保安規定に定める運転上の制限を満足していないと判断した場合は、速やかな復旧に努めるとともに、速やかに甲及び乙に連絡するものとする。

(異常時における連絡)

第10条 丙は、甲及び乙に対し、次の各号に掲げる事項について発生時に連絡するものとする。

- (1) 原子炉施設の故障関係
  - ① 原子炉施設の故障があったとき。
  - ② 安全関係設備について、その機能に支障を生じる不調を発見したとき。
  - ③ 原子炉の運転中に計画外の停止もしくは出力変化が生じたとき、又は計画外の停止もしくは出力変化が必要となったとき。
  - ④ 原子炉の構造上又は管理上に欠陥を生じ運転を停止しなければならないおそれがあるとき。
- (2) 放射性物質の漏えい関係
  - ① 放射性物質が管理区域外で漏えいしたとき。
  - ② 放射性物質が管理区域内で漏えいし、人の立入制限、かぎの管理等の措置を講じたとき、又

は漏えいした物が管理区域外に広がったとき。

(3) 放射線被ばく関係

- ① 放射線業務従事者に被ばくが法令に定める線量限度を超えたとき。
- ② 前号の限度以下の被ばくであっても被ばくを受けた者に対して特別の措置を行ったとき。

(4) その他

- ① 核燃料物質の盗取又は所在不明が生じたとき。
- ② 放射性物質の輸送中に事故が発生したとき。
- ③ 発電所敷地内において火災が発生したとき。
- ④ 島根原子力発電所原子炉施設保安規定に定める緊急時体制を発令したとき。
- ⑤ 発電所敷地内で測定した放射線が別に定める通報基準値に該当したとき。
- ⑥ その他、国への報告義務がある事態が発生したとき。

2 甲及び乙は、丙に対し、前項各号に定める事態が発生し、必要と認めた場合は、放射線及び温排水等の測定結果等の提出を求めることができる。

(立入調査)

第11条 甲及び乙は、発電所周辺の安全を確保するため必要があると認める場合は、丙に対し報告を求め、又は次の各号に掲げる者でその指名する者を発電所に立入調査させることができるものとする。

- (1) 地方公務員法(昭和25年法律第261号)第3条第2項に掲げる一般職の職員
- (2) 地方公務員法第3条第3項第1号及び第3号に掲げる特別職の職員

2 前項の規定により立入調査を行う場合において、周辺地域住民の健康及び生活環境に著しい影響を及ぼしたとき、又は及ぼすおそれのあるときは、甲又は乙は、周辺地域住民の代表者を同行することができるものとする。

3 丙は、第1項の立入調査に協力するものとする。

4 第1項の規定により立入調査を行う者及び第2項の規定により立入調査に同行する者は、安全確保のため丙の保安規定その他関係法令に従うものとする。

5 第1項の規定により立入調査を行う場合は、甲及び乙は、丙に対して立入調査を行う者(第2項の規定により立入調査に同行する者を含む。)の職、氏名及び調査目的を通知するものとする。

(適切な措置の要求)

第12条 甲及び乙は、立入調査の結果、周辺地域住民の安全確保のため特別な措置を講ずる必要があると認める場合は、丙に対して直接、又は国を通じ、適切な措置(原子炉の運転停止を含む。)を講ずることを求めるものとする。

2 丙は、前項の求めがあったときは、誠意をもってこれに応ずるものとする。

(教育訓練)

第13条 丙は、発電所の運転等に当たっては、人に起因する事故等の防止等の安全管理に資するため、社員に対する教育訓練の徹底を図るものとする。

2 丙は、発電所の運転等に関する業務の一部を他に委託するときは、受託者に対して安全管理上の教育訓練の徹底を指導するとともに、受託者が行う教育訓練に対し、十分な指導監督を行うものとする。

(防災対策)

第14条 丙は、原子力事業者防災業務計画(原子力災害対策特別措置法(平成11年法律第156号)第7条第1項に基づき策定した計画)に定める防災対策の充実強化を図るとともに、甲及び乙が実施する地域の原子力防災対策に積極的に協力するものとする。

(公衆への広報)

第15条 丙が発電所の異常な事態に関して公衆に特別の広報を行う場合は、甲及び乙に対して事前に連絡するものとする。

(連絡の方法)

第16条 丙は、甲及び乙に対し、次の各号に定めるところにより連絡するものとする。

- (1) 第6条、第7条及び第8条に掲げる事項については、文書をもって連絡するものとする。
- (2) 第9条、第10条及び前条に掲げる事項については、速やかに電話及びファクシミリ装置で連絡した後、文書をもって連絡するものとする。

(連絡責任者)

第17条 甲、乙及び丙は、連絡を円滑に処理できるようあらかじめ連絡責任者を定めるものとする。

(損害の補償)

第18条 発電所の運転・保守に起因して、周辺地域住民に損害を与えた場合は、丙は誠意をもって補償に当たるものとする。

2 発電所の運転・保守に起因して、周辺地域住民に損害を与えた場合において、明らかに風評により農林水産物の価格低下、営業上の損失等の経済的損失が発生したと認められるときは、丙は、その損失に対し誠意をもって補償その他の最善の措置を講ずるものとする。

(諸調査への協力)

第19条 丙は、甲又は乙が実施する安全確保対策についての諸調査に協力するものとする。

(協定の改定)

第20条 この協定に定める事項につき、改定すべき事由が生じたときは、甲、乙及び丙は、いずれからその改定を申し出ることができる。この場合において、甲、乙及び丙は、誠意をもって協議するものとする。

(運用)

第21条 この協定の実施に必要な細目については、甲、乙及び丙が協議の上、別に定めるものとする。

(その他)

第22条 この協定に定めた事項について疑義を生じたとき、又は定めのない事項については、甲、乙及び丙が協議して定めるものとする。

この協定締結の証として、本書3通を作成し、甲、乙及び丙において記名押印の上、それぞれ1通を保有するものとする。

平成18年2月2日

甲 島根県松江市殿町1番地  
島根県知事 澄田信義  
乙 島根県松江市末次町86番地  
松江市長 松浦正敬  
丙 広島県広島市中区小町4番33号  
中国電力株式会社  
取締役社長 白倉茂生